

地価税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(非課税とされる土地等の範囲等)

第三条 省 略

2 5 13 省 略

14 法別表第一第十六号に規定する財務省令で定める土地等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める土地等とする。

一 法別表第一第十六号に規定する一般送配電事業、送電事業及び発電事業 次に掲げる土地等

イ・ロ 省 略

二 法別表第一第十六号に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業及びガス製造事業 次に掲げる土地等

イ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項(定義)に規定するガス工作物(以下この号において「ガス工作物」という。 )の用に供されている土地等及びガス工作物の保守修繕施設の用に供されている土地等

ロ ガス事業法第十九条第一項(供給計画)若しくは第五十六条第一項(供給計画)の規定により経済産業大臣に届け出たこれらの規定の供給計画(同法第十九条第二項又は第五十六条第二項の規定による届出をしたときは、これらの届出に係る変更後のこれらの供給計画)又は同法第九十三条第一項(製造計画)の規定により経済産業大臣に届け出た同項の製造計画(同条第二項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る変更後の当該製造計画)に記載されたガス工作物の用に供するための土地等

三 省 略

15 省 略

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 法別表第二第一号に規定する財務省令で定める面積は、同号に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた面積に相当する面積とする。

(非課税とされる土地等の範囲等)

第三条 同 上

2 5 13 同 上

14 同 上

一 法別表第一第十六号に規定する電気事業 次に掲げる土地等

イ・ロ 同 上

二 法別表第一第十六号に規定する一般ガス事業及び簡易ガス事業 次に掲げる土地等

イ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項(定義)に規定するガス工作物(以下この号において「ガス工作物」という。 )の用に供されている土地等及びガス工作物の保守修繕施設の用に供されている土地等

ロ ガス事業法第二十五条第一項(ガスの供給計画)の規定により経済産業大臣に届け出た同項の供給計画(同条第二項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る変更後の当該供給計画)に記載されたガス工作物の用に供するための土地等

三 同 上

15 同 上

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 同 上

一 省 略

二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条の二第一項(工場立地に関する準則等の公表)の規定により法別表第二一号に規定する市町村準則が定められている場合 当該市町村準則に定められた同号に規定する環境施設の用に供されている土地等の面積の同号に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地面積に対する割合

257 省 略

8 法第十七条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該土地等が法別表第二に掲げる土地等(同表第九号に掲げる土地等を除く。)

(又は同項に規定する土地等のいずれかに該当することにつき、これらの土地等(これらの土地等の部分がこれらの規定の適用があるものであるときは、これらの土地等の部分。以下この項において同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が証明した書類でこれらの土地等の所在地及び面積の記載があるものを、これらの規定の適用を受けようとする年の課税時期に係る法第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限(その年の課税価格が基礎控除の額以下であるときは、当該申告書の提出期限に相当する日)の翌日から七年間、その者の納税地において法第三十条の規定により備え付ける帳簿と併せて保存しなければならない。)

一 法別表第二一号に掲げる土地等 当該土地等の次のイ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める者

イ 省 略

ロ 工場立地法第六条第一項(届出)に規定する特定工場における環境施設の用に供されている土地等 同項に規定する当該特定工場の設置の場所を管轄する市町村長

二574 省 略

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

一 同 上

二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条の二第一項(工場立地に関する準則等の公表)の規定により法別表第二一号に規定する都道府県準則又は市準則が定められている場合 当該都道府県準則又は市準則に定められた同号に規定する環境施設の用に供されている土地等の面積の同号に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地面積に対する割合

257 同 上

8 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 工場立地法第六条第一項(届出)に規定する特定工場における環境施設の用に供されている土地等 同項に規定する当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事又は市長

二574 同 上